

松戸市水道事業業務委託制限付き一般競争入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、松戸市水道事業が発注する業務委託における制限付き一般競争入札(以下「入札」という。)の実施に関し、松戸市水道事業会計規程(昭和43年松戸市水道事業規程第5号。以下「規程」という。)に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(対象業務)

第2条 入札の対象となる業務委託(測量業務、建築関係の建設コンサルタント業務、土木関係の建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務を除く。以下「対象業務委託」という。)は、原則として1件当たりの設計金額が50万円以上の対象業務委託とする。ただし、水道事業管理者がやむを得ないと認めたときは、この限りではない。

(入札参加者の資格要件)

第3条 入札に参加することができる者は、次の各号に掲げる要件(以下「資格要件」という。)に該当する者でなければならない。

- (1) 松戸市水道事業入札参加業者資格者名簿に登載されている者のうち、委託業者として登録されている者
- (2) 水道事業管理者は、前号に掲げる資格要件のほか、対象業務委託に関し必要な要件等を設けることができる

2 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の4の規定に該当する者のほか、次の各号のいずれかに該当する者は、入札に参加することができない。

- (1) 手形交換所による取引停止処分を受けた日から2年間を経過しない者
又は対象業務委託の開札日前6か月以内に手形若しくは小切手の不渡り
を出した者
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用の申請をした者で、同
法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がされていないもの
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申請をした者で、同
法に基づく裁判所からの再生手続開始の決定がされていないもの
- (4) 対象業務委託に係る施行令第167条の6第1項に規定する公告（以下
「公告」という。）の日から入札日までの間において、松戸市水道事業建
設工事等請負業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者
- (5) 対象業務委託に係る公告の日から入札日までの間において、松戸市から
松戸市建設工事等暴力団対策措置要綱に基づく指名除外の措置を受けて
いる者
- (6) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる
者として、国の調達事案に関し排除要請があり、かつ、当該状態が継続
している者

（資格要件の決定）

第4条 前条第1項第2号に規定する資格要件は、水道事業管理者が決定する
ものとする。

（公告）

第5条 入札の公告は、規程第94条の規定に定めるところにより行うものと
し、その公告形式は、第1号様式を用いるものとする。

2 前項に定めるもののほか、公告文書を松戸市水道部のホームページに掲載及び水道部受付前への掲示する方法等により、公告した事項を公表するものとする。

3 第1項の公告の期間は、次条に定める申請期間とする。

(申請期間)

第6条 対象業務委託の入札参加資格の有無の審査に関する申請期間は、公告の日から10日以上とする。ただし、やむを得ない事由があるときは、5日以内に限り短縮することができる。

(資格審査申請)

第7条 対象業務委託の入札参加の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、前条に規定する申請期間内に次の各号に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を水道事業管理者にファクシミリ又は持参により提出しなければならない。

(1) 松戸市水道事業業務委託制限付き一般競争入札参加資格審査申請書兼誓約書（第2号様式）

(2) 前号に定めるもののほか、水道事業管理者が必要と認める書類

(資格審査)

第8条 水道事業管理者は前条の規定による申請があったときは、提出された申請書等に基づき、資格の有無を審査するものとする。

2 水道事業管理者は前項の審査の結果について、資格を有すると決定された者（以下「適格者」という。）、資格を有しないと決定された者（以下「不適格者」という。）について、松戸市水道事業業務委託制限付き一般競争入札参加資格

審査結果通知書（第3号様式。以下「審査結果通知書」という。）をファクシミリにて通知するものとする。

3 前項の場合において、不適格者に対しては、その理由も併せて通知するものとする。

4 審査結果通知書は、原則として資格審査申請期限後10日以内に通知するものとする。

5 第1項の審査の結果、不適格者は第2項の規定に基づく審査結果通知書の通知の日から3日以内に質疑書（第4号様式）をファクシミリ又は持参にて提出し、水道事業管理者に説明を求めることができる。

6 水道事業管理者は前項の説明を求められたときは、3日以内に回答書（第5号様式）をファクシミリにより回答するものとする。

（秘密の保持）

第9条 申請者が提出した申請書等は、返還及び公表はしない。

（設計図書の閲覧等）

第10条 水道事業管理者は、対象業務委託の設計図書の閲覧は第6条の申請期間に、貸出しは別に定める期間に行うものとする。

（入札の中止等）

第11条 適格者が1人である場合においては、原則として入札を中止するものとする。ただし、水道事業管理者が特に認める場合は、この限りではない。

2 入札に参加しようとする者（以下「入札者」という。）が連合し又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札を延期し若しくは中止をすることができる。

- 3 前各項に定めるもののほか、松戸市水道事業の都合により、入札を延期し若しくは中止をすることができる。
- 4 前3項において、いかなる場合においても、入札者は異議を申し立てることができない。

(入札の執行)

第12条 入札者は、入札書(第6号様式)を作成し、本人の記名押印のうえ、封書にて自己の名を記載し、入札日時に入札場所へ提出しなければならない。

- 2 代理人が入札する場合は、入札前に委任状(第7号様式)に記名押印のうえ、提出しなければならない。
- 3 前項の代理人は、同一入札において2人以上の代理人となることができない。
- 4 入札者は、施行令第167条の4第2項の規定に該当する者を代理人とすることはできない。
- 5 入札者は、同一入札において他の入札者の代理人となることができない。

(入札の無効)

第13条 規程第120条の規定に基づく、松戸市財務規則(昭和57年松戸市規則第9号。)第131条各号に該当するもののほか、次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 委任状を持参しない代理人又は復代理人のした入札
- (2) 同一事項の入札について他の入札参加者の代理人若しくは復代理人を兼ね、又は2人以上の代理人若しくは復代理人となった者のした入札
- (3) 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付しない者又は提

供しない者のした入札

- (4) 指定した入札書以外の入札
- (5) 入札金額を訂正した入札
- (6) 内訳書の提出を条件とする入札において、内訳書の提出がない者のした入札
- (7) 入札書と内訳書との記載金額に差異のある入札
- (8) 内訳書を誤記入した入札
- (9) 予定価格を事前公表している場合にあつては、予定価格を超える入札
- (10) ファクシミリ、郵便、電報及び電話による入札
- (11) その他入札に関する条件に違反した入札

(内訳書の提出)

第14条 入札の際には、必要に応じて入札書の提出とともに内訳書を提出させるものとする。

(落札者の決定)

第15条 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者として決定し、その旨を宣言するものとする。

2 前項の場合において、最低の価格をもって入札した者が2人以上いる場合は、施行令第167条の9の規定に基づきくじにより落札者を決定するものとする。

3 くじの方法は、最低の価格をもって入札した者に対し、最初にくじを引く順番をくじにより決定し、その決定した順に再度くじを引かせ、当せんした

者を落札者とする。

(入札結果の公表)

第16条 入札結果の公表は、松戸市水道事業入札結果等の公表に関する事務取扱要綱(昭和57年8月16日施行)の規定に基づき公表するものとする。

(補則)

第17条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成27年2月1日から施行し、平成27年4月1日以降に契約を締結する業務委託に適用する。

この要領は、令和2年11月1日から施行する。

この要領は、令和5年4月1日から施行する。